指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社長谷駒組
　法人番号　　：　6410001002114
　業者の住所　　：　秋田県秋田市南通築地８－１０

2　指名停止の期間
　令和 8 年 10 月 28 日～令和 8 年 11 月 27 日（1 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　東北地区

4　事実概要
　株式会社長谷駒組は、民間工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、大工工事業の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の下請契約を締結した。このことが同法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 9 月 10 日、建設業許可部局である秋田県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5　指名停止の理由
　4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象地区
1～12　省略	省略
(建設業法違反行為) 13　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)